

NPO 法人京都障害福祉デジタル化推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人京都障害福祉デジタル化推進協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害福祉業界において、デジタル化推進に関する事業を行い、介護者が働きやすい環境（場）づくりを目指すとともに、利用者の豊かな生活（住む・学ぶ・働く）環境を創造・提供し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害福祉業界におけるデジタル化推進のための相談事業
 - ② 障害福祉業界におけるデジタル化推進のための育成事業（事業所向け・スタッフ向け）

- ③ DX障害介護事業 法人が認定するデジタル化推進委員認定事業
⇒働く場、学べる場、生活の場づくり (NFT 推進)
- ④ DX、ICT及びIT導入ソフト等の企画、受託・販売及び斡旋事業
- ⑤ ひとまち交流事業 人材のマッチング事業・ひととまちの交流事業・会員親睦会など
- ⑥ 情報発信事業 ICTツール展示会の企画・運営 情報紙/サイト等配信事業
- ⑦ 申請支援事業 創業支援・補助金申請支援・特定事業所加算支援
- ⑧ その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この際、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～6人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 辻本 将仁

副理事長 阪本 卓也

理事 上村 正晴

理事 尾上 康浩

監事 小林 真季

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月末日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。


5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|-------------|--------------------|------------|--|
| (1) 正会員入会金 | 無し | | |
| 正会員会費（年額） | 12,000円（団体） | 6,000円（個人） | |
| (2) 賛助会員入会金 | 無し | | |
| 賛助会員会費（年額） | 一口 60,000円（団体及び個人） | ※一口以上 | |

役員名簿

NPO 法人京都障害福祉デジタル化推進協会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	辻本 将仁		有り
副理事長	阪本 卓也		無し
理事	上村 正晴		無し
理事	尾上 康浩		無し
監事	小林 真季		無し

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

デジタル化が遅れている障害介護業界に対して改善が進まない状況を捉え、介護事業所を運営してきた立場から各事業所のデジタル化に進まない現状を聞き、時間の無い日常業務に追われる中、事業所内にデジタルに強い人材を設けて所内に伝えていく必要性を感じました。また、それとともに介護者不足及び介護者の高齢化の課題を解決していくためには、デジタル推進が必要であり、介護者と利用者の新たなはたらく場・学ぶ場・生活する場をつくりたい。

介護者に働きやすい環境をつくることで、利用者（障がいをもつ）へのサービスの向上につなげて、利用者全員の利益につなぐ。株式会社では難しい行政や大学ともつながるネットワークをつくり運営を協働させる。

2 申請に至るまでの経過

株式会社での取扱いをしている介護支援ソフトを販売する中で事業所にある様々なデジタル化に進まない現状（課題）を踏まえ、個々の事業所で異なる介護の記録やシフト作成の方法等、細かな対応が求められ、既存のソフトでは対応できない要素が多く、ソフトの導入に労力を要するとともに、事業所内人材の高齢化とデジタル人材の不足があり、よりきめ細やかな対応が必要であると感じた。コロナ禍で中々広がりをつくれなかったこともあるが、事業所内部にデジタル人材を設ける活動を行うことで結果的にデジタル人材の育成と問題解決につながる早道であると考えた。また、障害者が働く場所（賃金増を含む）に対する対策が薄く、業界での異業種ネットワークを作り、行政・文教機関の力も借りて、株式会社では中々出来ない民間×行政の力で不特定多数の利用者に寄与できることも多いと確信して事業化に踏み切った。

令和6年 2月 13日

NPO 法人京都障害福祉デジタル化推進協会
設立代表者

氏名 辻 本 将 仁

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

NPO 法人京都障害福祉デジタル化推進協会

1 事業実施の方針

- 障害福祉業界のデジタル化の遅れに危機感を持ち各事業所が改善できる方法と知識を伝えて、普及可能なデジタル化を進め会員増を図る。
(当該法人が独自に認定するデジタル化推進委員制度立上げの準備)
- デジタル化によるメリットを各事業所に伝え、結果として利用者へのサービス向上を目指す。利用者様の豊かな生活環境（住む・働く・学ぶ等）の向上を目指す。
- 各事業所間で大手と小規模事業の差異を作らないようにして、人材不足の業界の新たな働き方の提案と若年者従事者を増やす。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
障害福祉業界におけるデジタル化推進のための相談事業	●協会内に相談室を設置 デジタル化/効率化の相談 助成金や加算請求等相談 新規事業所の立上げ支援等 パンフレット・チラシ作成	(A) 設立後受付開始 (B) 協会事務局内 (C) 2名	(D) 障害福祉事業所・B型就労支援事業所 (E) 市内 2000 事業所	
障害福祉業界におけるデジタル化推進のための育成事業	● 定期勉強会の実施 講習会・セミナーの開催 年に一度のゲスト講演 ZOOM 勉強会等の企画実施 チラシ作成配布	(A) 設立3ヶ月後から月に2回の定期講習会 (B) 協会事務局内 (C) 5名～10名/回	(D) 正会員/ 賛助会員対象 (E) 5～10名/回	
DX障害介護事業	● 当該法人が独自に認定する「デジタル化推進委員」制度の創設に向けテキストや資料の準備 認定制度の検討と確率、認定証発行、講義教師の選定等 印刷やサイト作成	今年度実施予定なし		

DX、ICT 及びIT導入 ソフト等の企 画、受託・販 売及び斡旋事 業業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業相談の上、ご要望に沿った事業所のデジタル化を引き受け、業者を斡旋して解決に導く事業（有償） 	<ul style="list-style-type: none"> (A) 相談業務に沿って実施 (B) 協会事務局内 (C) 2名 	<ul style="list-style-type: none"> (D) 一般介護事業所 正会員 (E) 3名 	
ひとまち交流 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ひととまちの交流事業 Foresta Para Futuro ●会員増強による事業所間ネットワーク形成 ●人材のマッチング事業 ●会員親睦会等 ●利用者と就労先のマッチング 	今年度実施予定なし		
情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ●NFTアート・デジタルアートの障がい者アーティストとのブランディング企画・販売アート配信 (クラウドファンディング) 	<ul style="list-style-type: none"> (A) 設立後3ヶ月後事務所展示予定 (B) 協会事務局内 (C) 2～5名 	<ul style="list-style-type: none"> (D) 障害を持つアーティスト及び障害福祉事業所 (E) 100名 	
申請支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉事業所の創業支援・補助金申請支援・特定事業所加算申請支援など 	<ul style="list-style-type: none"> (A) 設立後即、相談業務に同じ。 (B) 基本事務局内 (zoom) 依頼事業所も可 (c) 2名 	<ul style="list-style-type: none"> (D) 障害福祉事業所対象 (E) 2-5名 	
その他 第3条の目的 を達成するた めに必要な事 業	今年度実施予定なし			

令和7年度の事業計画書

令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで

NPO 法人京都障害福祉デジタル化推進協会

1 事業実施の方針

- 障害福祉業界のデジタル化を推進し、会員増と賛助会員を増やしデジタル化を進める。
(各事業所に一人のデジタル推進委員の認定制度の準備を図る)
- 障害福祉のデジタル化の斡旋事業では新たに「利用者のメリット」に繋がるソフトの開発と会員での利用促進を実施し企画販売をおこなう。
- ICT 展示会・デジタルアートの展示会を拡げて障がい者アートの働く場を増やす
- 会員と賛助会員の増加交流を図り、ネットワーク化で情報共有、会員メリットを増やす。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
障害福祉業界におけるデジタル化推進のための相談事業	●相談室の整備 ・デジタル化相談内容の整理 ・相談業務の拡大 ・相談内容別事例作成	(A) 令和7年4月～ (B) 協会事務局内 (C) 3名	(D) 障害福祉事業所・B型就労支援事業所 (E) 市内2000事業所	
障害福祉業界におけるデジタル化推進のための育成事業	● 定期勉強会の継続実施 講習会・セミナー開催 講師の見直し充実 (年に一度) ゲスト講演継続	(A) 月に2回の定期講習会継続 (B) 協会事務局内 (C) 3名/回	(D) 正会員/ 賛助会員対象 (E) 3名/回	
DX障害介護事業	● 認定制度に関わるテキストや資料の準備 認定制度の検討と確率、認定証発行、講義教師の選定等 ●認定試験の実施	(A) 令和7年8月 (認定制度確立) (B) 協会事務局 (C) 3名	(D) 賛助会員 (E) 5名	
		(A) 令和8年1月 (B) 協会事務局 (C) 3名	(D) 正会員/ 賛助会員 (E) 5名	

DX、ICT 及び IT 導入ソフト等の企画、受託、販売及び斡旋事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ソフト開発業者や ICT 機器販売業者を斡旋、継続。(有償)と利用者のデジタル化によるメリット企画構築 	<ul style="list-style-type: none"> (A) 令和 7 年 4 月～ (B) 協会事務局内。 (C) 3 名 	<ul style="list-style-type: none"> (D) 正会員 (E) 3 名 	
ひとまち交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT 機器メーカーを主とする会員企業と事業者・利用者の相談機会の創出 ● ヘルパー人材と事業者のマッチング 	今年度実施予定なし		
情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT ツール等 展示会 ● FT アート・デジタルアートの障がい者アーティストとのブランディング企画・販売アート配信 (クラウドファンディング) 	<ul style="list-style-type: none"> (A) 前年より継続 (B) クラウド配信事業所展示サイト (C) 2 名～5 名 	<ul style="list-style-type: none"> (D) 一般・全ての方対象 (E) 50 人 	
申請支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉事業所の創業支援・補助金申請支援・特定事業所加算申請支援など 	<ul style="list-style-type: none"> (A) 前年継続 (B) 事務局内 (ZOOM) 依頼事業所 (C) 2 名 	<ul style="list-style-type: none"> (D) 障害福祉事業所対象 (E) 2 名 	
その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業	今年度実施予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から 令和7年 3月 31日まで

NPO法人京都障害福祉デジタル推進協会
 (単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員(団体)	12000*20社	240,000	
正会員(個人)	6000×10人	60,000	
賛助会員	60000×2社	120,000	
			420,000
2. 受取寄附金			
クラウドファンディング		2,500,000	
一般寄付金		100,000	
			2,600,000
3. 受取助成金等			
左京区まちづくり活動支援		450,000	
			450,000
4. 事業収益			
介護支援ソフト	300000×2本	600,000	
5. その他収益			
			600,000
経常収益計			4,070,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	100000×12ヶ月 (アルバイト給与)	1,200,000	
人件費計		1,200,000	
(2) その他経費			
支援ソフト商品仕入		500,000	
HP作成・印刷費		550,000	
旅費交通費		50,000	
会議費		50,000	
その他経費計		1,150,000	
事業費計			2,350,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50000×12ヶ月	600,000	
人件費計		600,000	
(2) その他経費			
家賃		480,000	
消耗品費		60,000	
光熱費		60,000	
通信費		60,000	
印刷費		150,000	
その他経費計		810,000	
管理費計			1,410,000
経常費用計			3,760,000
当期経常増減額			310,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			310,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			310,000

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日から 令和8年 3月31日まで
 NPO法人京都障害福祉デジタル化推進協会
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員(団体) 12000*30社	360,000		
正会員(個人) 6000×20人	120,000		
賛助会員 60000×5社	300,000		
		780,000	
2. 受取寄附金			
クラウドファンディング	2,500,000		
一般寄付金	200,000		
		2,700,000	
3. 受取助成金等			
小規模事業者持続化補助金 (創業枠)	2,000,000		
		2,000,000	
4. 事業収益			
介護支援ソフト 300000×4本	1,200,000		
5. その他収益			
		1,200,000	
経常収益計			6,680,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 100000×12ヶ月 (アルバイト給与)	1,200,000		
	1,200,000		
(2) その他経費			
支援ソフト商品仕入	1,000,000		
HP作成・印刷費	250,000		
旅費交通費	50,000		
会議費	50,000		
その他経費計	1,350,000		
事業費計		2,550,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬 100000×12ヶ月	1,200,000		
	1,200,000		
(2) その他経費			
家賃	480,000		
消耗品費	60,000		
光熱費	60,000		
通信費	60,000		
印刷費	150,000		
その他経費計	810,000		
管理費計		2,010,000	
経常費用計			4,560,000
当期経常増減額			2,120,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,120,000
前期繰越正味財産額			310,000
次期繰越正味財産額			2,430,000